
◎開議の宣告

○副議長 議長欠員のため、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務を執らせていただきますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

ご苦労さまでございます。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回川西町議会定例会第12日目の会議を開きます。

(午前10時30分)

◎議事日程の報告

○副議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎追悼のことば

○副議長 この際、私から報告いたします。

加藤俊一議長が、去る12月13日に逝去されました。突然逝去されましたことは、驚愕のほかになく、誠に痛恨の極みであります。

加藤俊一議長には、本町議会議員に当選されること7期、25年8か月に及び、その間、町政発展のために寄与され、多大なる功績を立てられました。今後の町政運営にさらなるご活躍を期待するところ、誠に大きなものがありましたのに、残念でなりません。

ここに加藤俊一議長のご冥福を祈り、謹んで黙禱をささげたいと思います。ご起立をお願いし、加藤議長の遺影のほうをお向きください。

黙禱始め。

(黙 禱)

○副議長 黙禱を終わります。

ありがとうございました。ご着席願います。

ここで、故加藤俊一議長に対し、伊藤寿郎議員から追悼のことばをささげたいとの申出があります。

伊藤寿郎議員ご登壇の上、追悼のことばをお願いいたします。

7番伊藤寿郎君。

(7番 伊藤寿郎君 登壇)

○7番 本日ここに、令和2年第4回川西町議会定例会第12日の本会議開会に当たり、私は議員各位のお許しをいただき、代表して加藤俊一議長の御霊に対し、謹んで追悼のことばを述べさせていただきます。

あなたの訃報に接し、言いようのない驚きと悲しみの中で、あなたとこの世で再びお目にかかれない事実を自らの心に言い聞かせるとき、運命のあまりの厳しさに心打ちひしがれる思いでございます。

卓越した指導力と優れた素養は、高い人望と相まって、地域住民はもとより、広く町民の支持を得るところとなり、平成7年4月に行われました川西町議会議員選挙において見事当選され、以来7期連続して当選され、今日まで25年8か月の長きにわたり、本町議会議員として町政発展に貢献されました。その広い交友と政治的手腕は衆目が一致して認めるところであり、総務常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、予算特別委員会委員長、川西町監査委員、川西町議会副議長と多くの要職を歴任され、平成27年5月及び令和元年5月と2期連続で川西町議会議長に当選され、本町議会の議会制民主主義の機能充実に向け手腕を発揮いただきました。

特に、平成29年5月に施行されました議会運営の基本原則となる議会基本条例の策定に関しては、高い識見と確かな信念を持って当たられ、この条例に基づく町民参加の拡大、政策提言を柱とする取組は、全国的に模範とされております。

このように幾多の功績によって受賞された表彰も枚挙にいとまがなく、全国町村議会議長会表彰、山形県町村議会議長会表彰、置賜地方町村議会議長会表彰を受賞されました。あなたが誰よりも情熱を傾け、その一生をささげられた本町町政は、今日、力強く輝かしい未来を目指して進展しておりますが、そのご偉業を引き継ぐことこそ私たちの使命であると思い、改めて心を奮い立たせ、議員としての責務を全うしてまいりたいと存じます。

加藤議長、私は加藤議長のあいさつが大好きです。議会の先輩方が歴史と伝統を築かれてきた議会広報紙かわにし議会だより、特に平成26年度全国コンクール最優秀賞受賞からは、北は北海道、南は九州まで、延べ84自治体の議員の方々が議会広報先進地視察に来町されました。

視察の始まりの加藤議長のごあいさつでは、ようこそ日本一のダリアのある川西町、時に

は、お米はつや姫、牛肉は米沢牛の産地・川西町、また、作家・井上ひさし先生の生誕地の川西町へようこそと、町の宣伝PRを兼ねてPRをされ、初対面の皆さんに、おいしいご飯と牛肉の食べ過ぎでこんな体形になっちゃいましたなど、ユニークなジョークを交えながらの議長の受け答え、私たち広報委員も楽しみながら視察の対応することができました。

あいさつが終わってからは、あとは委員長よろしくと、白い歯をきらっとさせる、すてきで気配りがあり、川西町を愛する加藤議長、そして、奥様まつ子さん、ご家族の皆さん、今まで本当にお疲れさまでした。本当に本当にありがとうございました。

最後に、ここに心からご冥福をお祈りし、川西町の発展のため全力を傾注することをお誓い申し上げ、追悼のことばといたします。

令和2年12月18日、川西町議会、会派未来創生、代表、伊藤寿郎。

○副議長 追悼のことばを終わります。ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

(午前10時42分)

○副議長 会議を再開いたします。

(午前10時43分)

◎議第85号 川西町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税課税
免除条例の一部を改正する条例の制定についてから議第
84号 令和2年度川西町水道事業会計補正予算(第2
号)までの付託議案審査報告について

○副議長 日程第1、議第85号 川西町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についてから議第84号 令和2年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該議案については、本定例会第1日目の12月7日本会議において、総務文教常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

なお、採決は総務文教常任委員会及び予算特別委員会ごとに行いますので、ご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めま

す。

総務文教常任委員会委員長伊藤 進君。

8番伊藤 進君。

(総務文教常任委員会委員長 伊藤 進君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 それでは、総務文教常任委員会付託議案審査報告を行います。

令和2年12月7日、第4回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を、次のとおり報告いたします。

1、審査日程、記載のとおりであります。

2、議案説明のための当局より出席した者、記載のとおりであります。

3、付託議案については、別紙議案付託表のとおりであります。

4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果について、朗読させていただきます。

(1) 議第85号 川西町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律改正に伴い、改正する旨の説明を受けた。

(2) 議第86号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

個人所得課税の見直しを踏まえ、国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について所要の規定の整備を行うため、地方税法施行令の改正に伴い、改正する旨の説明を受けた。

(3) 議第87号 かわにし未来ビジョン(第5次川西町総合計画)後期基本計画の策定について。

川西町まちづくり基本条例第17条第1項の規定により、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、総合計画後期基本計画を策定する旨の説明を受け、町民に対して分かりやすく周知するよう意見を付した。

(4) 議第92号 町有地の無償貸付けについて。

山形鉄道株式会社が経営するフラワー長井線の鉄道用地とするため、同社に対し、町有地を無償で貸し付ける旨の説明を受けた。

以上、各議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○副議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

1 番井上晃一君。

○1 番 議第87号 かわにし未来ビジョン後期基本計画の策定についてであります。こちらについて、評価見直しという部分について、問題なく事が進んでいけば4という評価、さて、また次の年ということになる部分について、問題があるのではないかと、そこは3という評価にするのではないかとというようなことを以前申し上げたことがあったように記憶しておりますが、そういった評価体制の見直しについての何か質疑等はあったものか、お聞かせ願います。

○副議長 委員長伊藤 進君。

○総務文教常任委員会委員長 評価体制については、そうしたものの意見は何もありませんでした。

○副議長 ほかに。

(な し)

○副議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第85号 川西町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第86号 川西町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第87号 かわにし未来ビジョン（第5次川西町総合計画）後期基本計画の策定について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立多数）

○副議長 起立多数。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

議第92号 町有地の無償貸付けについて、本議案について総務文教委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○副議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長井上晃一君。

1 番井上晃一君。

（予算特別委員会委員長 井上晃一君 登壇）

○予算特別委員会委員長 川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る12月7日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第88号 指定管理者の指定について、議第89号 指定管理者の指定について、議第90号 指定管理者の指定について、議第91号 指定管理者の指定について、議第80号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第8号）、議第81号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第82号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第83号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第84号 令和2年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）、以上9議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において、示された日程に従い、関係課長等職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

さらに、本日開かれた予算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質

疑を行い、慎重審査の結果、付託された9議案は次のように決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第88号 指定管理者の指定について、議第89号 指定管理者の指定について、議第90号 指定管理者の指定について、議第91号 指定管理者の指定について、議第80号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第8号）、議第81号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第82号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第83号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第84号 令和2年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）、以上9議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後十分検討の上、その実現について、しかるべくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局より諸資料を提供いただき、効率的・効果的な審査にご協力をいただきました。

これで予算特別委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○副議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております指定管理者の指定について4議案、令和2年度各会計補正予算5議案の合計9議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○副議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第88号 指定管理者の指定について、議第89号 指定管理者の指定について、議第90号 指定管理者の指定について、議第91号 指定管理者の指定について、議第80号 令和2年度川西町一般会計補正予算（第8号）、議第81号 令和2年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第82号 令和2年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議第83号 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第84号 令和2年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）、以上9議案について、予算特別委員会委員長の報告は、9議案とも可決であります。予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第96号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第9号)

○副議長 日程第2、議第96号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第9号)、これを議題といたします。

本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第96号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第9号)を提案申し上げます。

令和2年度川西町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億9,517万8,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては針生未来づくり課長から、さらに、事業の内容につきましては井上産業振興課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○副議長 針生未来づくり課長。

○未来づくり課長 命によりまして、ご説明を申し上げます。

議第96号 令和2年度川西町一般会計補正予算(第9号)。

令和2年度川西町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、今町長から申し上げたとおりでございまして、歳入歳出それぞれ1,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億9,517万8,000円とするものでございます。

本日、12月18日付提出、町長名でございます。

補正を行います歳出の項目は、7款商工費でございます。

別紙概要書をご覧いただきたいと思っております。

まず、1、歳出でございます。

性質別区分を申し上げます。補助費等に補正額1,800万円を増額補正させていただくものでございます。

補正の主な内容でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業交付金といたしまして1,800万円でございます。

2、歳入でございます。

繰入金として1,800万円を補正させていただきたいと思っております。内容といたしまして、財政調整基金からの繰入金1,800万円でございます。

この補正によりまして、補正後の財政調整基金残高は3億2,128万1,000円となるものでございます。

以上、私のほうからは、以上の説明でございます。

○副議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 命によりまして、本日ご提案申し上げております第9号補正の事業内容につきまして、別紙で、一番上のほうに新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業として、申請要領のほうをお配りさせていただいておりますので、これを基に説明をさせていただきます。

この申請要領となっておりますのは、本日ご可決をいただきました後、直ちに周知できるように、申請要領の案を今作成したものでございまして、その内容を基にご説明を申し上げます。

まず、今回の事業でございますが、川西町飲食業等支援交付金、この交付金制度を新たに設けたいというものでございます。

その目的でございますが、新型コロナウイルス感染症の急増によりまして、自粛ムードの広がりから、これまでになく厳しい経営状況にございます飲食店等に対しまして、年末年始を乗り越えて事業が継続できるように、新型コロナウイルス感染防止対策に取り組む飲食店等に対する交付金を交付するという内容でございます。

1の交付の対象者でございますが、町内に事業所を有します主たる業種が飲食店、宿泊業、一般乗用旅客自動車運送業、これはタクシーを指すものでございます。ただし、福祉輸送事業限定を除くということで、福祉タクシーや介護タクシーにつきましては対象から除かせていただきたいというふうに考えております。また、運転代行業の皆さんにつきましても対象とする予定でございます。

この方々のうち、業種別ガイドライン等に基づき感染防止に取り組み、川西町から新型コ

ロナ対策宣言店のプレート交付を受けて、今後も事業を継続するものというようなことにさせていただいてございます。

この新型コロナ対策宣言店でございますが、この間、県と連携を図りながら、飲食店や飲食部門を持つ宿泊施設などで感染症対策に取り組む事業者の方々に、新型コロナ対策宣言店という木製のプレートを交付させていただき、それが一つの目印となり、安全・安心な環境の中でご利用いただけるということを確認いただけるように、これまで木製プレートの交付を行ってまいりました。

この宣言をしていただいた店舗の皆さんには、感染拡大予防ガイドラインに沿った感染防止に取り組んでいただいているところがございます。具体的には、店舗・施設などの清掃や消毒、そして、小まめな換気を実施していただくこと、また、店舗・施設等の中に消毒液を設置いただくこと、店舗の店主の皆さんはもとより、従業員の皆様も含めて、健康チェックや自らの健康衛生管理に努めていただくこと、そしてまた、ソーシャルディスタンスを確保いただくことなどを一つのガイドラインとして、このガイドラインに沿って経営をいただくということを宣言いただくという内容となっております。これらの事業所を対象として、交付金の交付を行うものでございます。

申請概要、2段落目、ただしでございますが、町税の滞納がなく、また、反社会的勢力排除に関する制約事項、このいずれにも該当しないという方を対象とさせていただきたいというふうに思います。

次に、2の交付金額でございますが、30万円とさせていただいてございます。

本町単独の事業として、今回、30万円の交付金の制度を設けたいということでございますが、今現在、県におきましても、山形県飲食業等緊急支援給付金という制度、これを県の補正予算として、今計上されておまして、本日、その内容が決定される見込みでございます。

県の要綱等、私ども内々に頂戴したのを見ますと、対象事業者は飲食店、あと運転代行業として、1事業者当たり20万円というような内容が示されてございます。ただ、県のこの給付金におきましては、アルコールを提供していることや通常営業で夜9時以降も営業していること、また、10月または11月の売上げが前年同月比で30%減少していることといった、また新たな要件も加わっておりますので、私どもの対象とする事業者の方が全て該当するということではないというふうに思っておりますが、県も町も該当する事業者の方につきましては、合わせて50万円の支援が受けられるというようなことなるものというふうに思っております。

次に、3の申請手続きでございます。

申請の受付先につきましては、川西町商工会とする予定でございます。

その申請の期間でございますが、本日ご可決をいただいた後、直ちに受付できる環境を整え、週が明けた21日の月曜日から申請の受付を開始し、1月29日金曜日まで申請の受付を行う予定でございます。

(3)の提出書類につきましては、記載のとおりでございますが、交付申請書以下、記載の内容を提出を求めてまいりたいというふうに考えてございます。

裏面に移らせていただきます。

ただいま申し上げた内容と重複いたしますが、スケジュールにつきましては、申請受付につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、交付決定につきましては、あくまで申請手続が必要でございますが、申請受付を行った後、直ちに交付できるように、私どものほうでも準備を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

5のその他でございますが、申請時点で川西町から新型コロナ対策宣言店のプレートの交付を受けていないという事業者の方も確かにいらっしゃるかというふうに思います。私ども、この間、この宣言店の取組を進めるに当たりまして、リストアップさせていただいた事業者の方が52の事業所がございます。飲食店や宿泊の営業を営んでいる方ということになりますが、そのうち、現時点で既にプレートを交付させていただいている事業者につきましては、39の事業者でございます。

今回、この交付金の交付、これを一つのきっかけといたしまして、感染予防対策に取り組む店舗の拡大についても併せて取組を進め、そしてまた、ガイドラインに沿った取組を行う事業者の方が拡大することによりまして、安心してその店舗で飲食をしていただけるような環境、これも併せて整えてまいりたいというふうに考えているところでございます。

あと、そのほかでございますが、(3)をご覧いただきたいわけでございますが、これまでお話し申し上げてきましたとおり、飲食店や宿泊業の方を対象といたしますというようなお話をしておるところでございますが、(3)の2行目でございますとおり、カラオケボックスにつきましても、食品衛生許可証の交付を受けて、飲食を提供されている方もいらっしゃいます。今回の事業におきましては、それらのカラオケボックスの方につきましても、対象としてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

今回のこの事業を展開することによりまして、まずは、今一番影響を受けております飲食業やタクシー事業、代行業などの皆さんの経営の維持、これを図り、また、今回の取組の中

で、ガイドラインに沿った事業者の方々を拡大し、安全・安心な環境の下で飲食をしていただき、それが事業者の方々の経営を支えていくといった環境を整えてまいりたいということでご提案を申し上げるものでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○副議長 本案に対する質疑を許します。

1 番井上晃一君。

○1 番 12月ということで、事業者の方々、皆さんから大変な声が聞こえる中、交付金の申請ということで、大変いいんじゃないかなと思いますが、となると、申請というか、事業の周知は直接行われるのか、それとも商工会さんで行われるのか。あと、宣言店の加入という、宣言店のプレート交付の勧誘といいますか、そちらのほうは、それも町から直接になるのか、商工会からになるのか、そこだけ。

○副議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 説明のほうがちよっと抜けておりまして、大変恐縮でございます。

この事業の周知でございますが、本日ご可決をいただいた後、直ちに町のホームページやフェイスブックで事業の周知を図ってまいりたいというふうな予定をしております。また、あわせて、広く周知をいただくようにプレスリリースも併せて行う予定で考えてございます。また、1月15日には町報の発行も予定されておりますので、町報の中にも、この事業の周知の記事を掲載してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、プレートの交付の事業でございますが、県と町が連携をしながら、プレートの交付をこの間行ってきておるところでございますので、私どものほうで、プレートの交付の手続につきましては担当させていただくこととなります。

よろしく願いいたします。

○副議長 ほかに。

3 番渡部秀一君。

○3 番 まず一つは、今回、町のほうから30万、そして、県のほうから20万というふうなお話がありましたけれども、町のほうは商工会で申請して、そして、県のものは役場のほうに申請するという形なのか。そしてまた、もう一つですけれども、申請した場合のお金というのは、いつ頃入るのかというところを、ちょっとはつきりお聞きしたいなと思います。

○副議長 井上産業振興課長。

○産業振興課長 まず、ただいまのご質問にお答えする前に、先ほど井上議員のほうから、木製プレートの交付の件で、私ども町のほうが全面的な窓口というようなお話しさせていただきましたが、事前に周知をさせていただいております申請窓口につきましては、川西町商工会というようなことで周知をさせていただいておりますので、なお、その点につきましては、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

次に、渡部議員のほうからご質問をいただきました事業の申請の窓口ということでございますが、県のほうから、まだ、県のほうでも本日可決されるという事業の内容でございますので、決定項として詳細の内容までは、私どものほうに、あくまでも案として示されている内容でございますが、この事業につきましては、町のほうは通らずに、真っすぐ県のほうから交付をされるというようなことで、私ども、聞き及んでいるところでございます。

また、各市・町・村それぞれに、当然窓口といった部門が必要になってまいりますので、この部分につきましては、申請書の送付先は、あくまで各総合支庁というようなことで予定されているようではありますが、相談の窓口的な、フォローをする役割として、商工会のほうにも協力依頼があったというようなことで聞き及んでいるところでございます。

そしてまた、県の交付金の交付の時期というようなことになりますが、この点につきましては、10月と11月の減収の確認なり、そういった事務なども出てまいりますので、私どもの交付のタイミングと必ず、合わないというようなことも出てくるのかなというふうには思います。

私どものほうといたしましては、あくまで宣言店として宣言をいただくという要件の下で、この事業を取り組んでまいりますので、既に宣言をいただいている事業者の方につきましては、申請という手続が必要になりますが、申請をしていただいた後、直ちに交付できるように環境を整えてまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長 ほかに。

(なし)

○副議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第9号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を

守るための意見書の提出について

○副議長 日程第3、発議第9号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者、神村建二君。

9番神村建二君。

(9番 神村建二君 登壇)

○9番 発議第9号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則（昭和63年議会規則第1号）第14条の規定により提出する。

令和2年12月18日提出。

提出者、記載のとおりでございます。

次のページ、おめくりいただきます。

安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書。

現下の国内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対し、省庁横断的に種々対策を講じられていることに敬意を表するものである。

一方で、未だ収束の兆しが見えない中、パンデミック（感染爆発）は日本国内でも大きな影響を広げている。経済活動や国民生活にも深刻な影響を及ぼすとともに「医療崩壊」などが取りざたされ、国民のいのちと健康が脅かされる事態が広がったところである。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などである。

新型コロナウイルス感染症対策の教訓を経て、国民のいのちと健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題である。

以上の趣旨から、下記事項について要望する。

記。

1、今後も発生が予想される新たな感染症対策などの事態にも対応できるよう、医療・介護・福祉に十分な財源確保を行うこと。

2、地域の実情を踏まえた医療体制の充実を図ること。

3、安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。

4、保健所の増設・保健師等の増員など公衆衛生行政の拡充及びウイルス研究、検査・検疫体制などの強化・拡充を図ること。

5、社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月18日。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣宛て。

山形県川西町議会、副議長鈴木幸廣。

○副議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○副議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○副議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎請願第3号 法定道路（法定吉島66号線）の除雪路線見直しについての請願書

○副議長 日程第4、請願の審査報告を行います。

請願第3号 法定道路（法定吉島66号線）の除雪路線見直しについての請願書。

本請願は、本定例会において産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

産業厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会委員長神村建二君。

9番神村建二君。

(産業厚生常任委員会委員長 神村建二君 登壇)

○産業厚生常任委員会委員長 請願第3号、請願審査の報告でございます。

令和2年第4回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました請願第3号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

去る12月15日、議場において、委員7名の出席と、地域整備課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査、検討いたしました。

本請願は、町道法定吉島66号線について、地域住民の安全・安心と生活利便性向上を図るため、除雪路線とする趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、請願内容どおりの事業実施は困難と思われるが、安全な通行の確保に向けた措置が必要であることから、採択すべきという意見が出されました。

採決の結果、本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定しました。

以上、請願第3号の審査報告といたします。

○副議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○副議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第3号 法定道路(法定吉島66号線)の除雪路線見直しについての請願書、産業厚生常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する方のご起立を求めます。

(起立全員)

○副議長 全員ご起立。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

◎発議第10号 閉会中の所管事務調査について

○副議長 日程第5、発議第10号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会においてそれぞれ検討され、申出があったものであります。これを許可したいと思いますが、これにご異議ございません

か。

(異議なし)

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第10号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○副議長 以上で、本日予定した全日程を終了いたしました。

なお、当局より、令和2年度政策提言の回答書、川西町監査委員から指定管理者監査の結果について及び定例監査の結果についてが、お手元に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

これをもって、令和2年第4回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、誠にご苦労さまでした。

(午前11時39分)